

(介護予防)  
**エルダーランド訪問看護ステーション 利用約款**

本約款は、利用者が、エルダーランド訪問看護ステーション（以下、「当事業所」という。）が提供する指定介護予防訪問看護（以下、「サービス」という。）を利用する場合の取扱いについて定めるものです。

併せて、本約款が契約の内容となりますので、本約款に同意したうえで、サービスをご利用ください。

(約款の目的)

第1条 当事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すためのサービスを提供し、一方、利用者及び利用者の家族は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(約款の効力)

第2条 本約款は、利用申込者が介護予防訪問看護利用同意書を当事業所に提出したときから効力を有します。但し、サービスの終了（解約のこと。以下同じ）後に再度、このサービスを利用する場合は新たに同意を得ることとします。

(保証人)

第3条 利用者は、相当の理由がある場合を除き、次の各号の要件を満たす保証人を定めることとします。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいう。）であること。
- ② 弁済を行う資力を有すること。
- 2 保証人は、利用者と連帯して、利用者の債務を負担するものとし、その負担は極度額10万円を限度とします。
- 3 当事業所は、保証人の請求があったときは、保証人に対し、遅滞なく、利用料金の支払状況や滞納金の額などに関する情報を提供します。

(サービスの内容)

第4条 当事業所は、看護師等を利用者の居宅に派遣し、次のサービスを提供します。

- ① 療養上の世話
- ② 診療の補助
- ③ リハビリテーションに関すること
- ④ 家族支援に関すること
- ⑤ その他必要なサービス

なお、理学療法士又は作業療法士によるサービスは、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問するという位置付けになります。

(利用料金)

第5条 利用者は、当事業所に対して、サービスの対価として利用単位ごとの料金をもとに計算された合計金額を支払います。なお、支払いの方法は銀行振込、現金集金の2通りのいずれかによります。

2 当事業所は、毎月10日までに前月分の請求を行い、利用者は2週間以内に支払います。なお、利用者から利用料金の支払いを受けたときは、利用者に対して、領収書を発行します。

3 利用者は、サービス従事者が、その居宅においてサービスを実施するために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

(サービスの終了)

第6条 利用者は、いつでも、その料金を負担することなく、このサービスの利用を終了することができます。

2 当事業所は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、1か月間の予告期間において、その理由を示した文書で通知することにより、このサービスの提供を終了することができます。

3 当事業所は、次の場合には、利用者に対し、文書等で通告することにより、直ちにこのサービスの提供を終了することができます。

① サービス利用料金を3か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日以内に支払われない場合

② 利用者が、当事業所又はその従業者に対し、サービスを継続し難いほどの背信行為を行った場合

4 次の場合には、このサービスは自動的に終了します。

① 利用者が医療機関又は介護保険施設に入院（30日以上）又は入所した場合

② 利用者が要介護認定等において要介護状態又は非該当と認定された場合

※ 要介護状態と認定された場合は、別途に訪問看護の利用申込みが必要となります。

③ 利用者が介護保険の非保険者としての資格を喪失した場合

④ 利用者が死亡した場合

(秘密保持等)

第7条 当事業所は、利用者の個人情報については「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、その適切な取り扱いに努めます。

2 当事業所の従業者は、正当な理由がない、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

3 当事業所は、次の場合には、利用者又はその家族の個人情報を用います。

① 介護予防支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サービス提供事業者へサービスの利用に関する介護情報等を提供する必要がある場合

② 医療機関等へ適切な在宅生活のための療養情報等を提供する必要がある場合

4 第1項から前項までの事項は、サービス終了後も同様の取り扱いとします。

(本約款に定めのない事項)

第8条 本約款に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、双方が誠意をもって協議して定めることとします。

# 介護予防訪問看護利用同意書

エルダーランド訪問看護ステーションの介護予防訪問看護を利用するにあたり、重要事項説明書及び利用約款を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解したうえで、その利用に同意します。

令和      年      月      日

<利用申込者>

氏名 .....

<家 族>

氏名 .....

<保証人>

氏名 .....

エルダーランド訪問看護ステーション  
管理者 渡邊 洋子 様